

5 子の進学に関する事務

☆は新潟県給与システムの入力が必要。

・小学校入学から大学等の卒業及び就職まで

項目	手続先 参照 冊子	所 属 長	教育事務所 総務課給与係	共 済 組 合	互 助 会	厚生財団	学 校 生 活 協 同 組 合	そ の 他 (教) 教職員共済 (労) 労働金庫 (弘) 弘 済 会 (教) 教職員共済 生協のてび き(E-BOOK)
		給与事務必携	福利厚生事務の手引	福利厚生事務の手引 Web様式		Webページ		
小学校入学					○入学祝金請求書 (※1)	○就学祝金請求書		
高校、大学、 専門学校在 学及び在家 (※2)		○扶養手当認定簿 (特定期間(※3)) ○扶養控除等 (異動) 申告書 (特定扶養親族(※4)) ○在学証明書 (※7)						○国民年金加入 (20歳以上の子)
22歳に達した 日以後の最初 の4月1日以降		☆扶養手当認定簿 (終期(※5)) ☆寒冷地世帯区 分の確認 (※5、※6)	○被扶養者継続 申告書					
就職 (※6)		☆扶養親族届、 扶養手当認定簿 (終期) ☆扶養控除等 (異動) 申告書 ○被扶養者取消 申告書(※8)		○被扶養者取消 申告書の写し ○被扶養者証、 発行されている 場合は資格確認書 回収・返却				

〈注〉(※1)：共済組合被扶養者の場合は、自動給付される。

(※2)：15歳に達する日以後22歳に達した最初の4月1日以前の場合を示す。

(※3)：15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間のことを示し、加算額が支給される。

(※4)：その年の年齢が16歳以上23歳未満の者のことを示す。

(※3) 及び (※5)：扶養手当認定簿に記載された生年月日により事実の確認をする。

(※6)：15歳に達する日以後の最初の4月1日以後に就職した場合を示す。

(※7)：扶養手当認定済の子が高校に進学した場合は提出不要。

(※8)：22歳達年の年度末以降で扶養手当の付かない子の場合は、教育事務所を経由して提出する。